

新医第83号（業）  
令和8年5月13日

郡市医師会長様

新潟県医師会長  
堂前 洋一郎

医療用手袋の備蓄放出に係る医療機関等情報支援システム  
(G-MIS)の活用に向けた準備について（周知依頼）

このことについて、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

中東情勢による医療用物資等への供給の影響を踏まえ、国が備蓄している非滅菌手袋のうち、まずは5,000万枚を確保が困難となっている医療機関等に放出することとし、その放出にあたって、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の「緊急配布要請（SOS）」機能を活用することの周知となっております。

同機能は、これまで都道府県と医療措置協定を締結した医療機関のみ要請可能でしたが、本放出に向け、協定未締結の医療機関も要請が可能となるよう、G-MISの改修が予定されております。

G-MISについては原則として全ての医療機関にアカウント登録がなされているところ、各医療機関におきましては、要請受付開始（令和8年5月以降を予定）に備え、事前にG-MISのログイン方法の確認等、活用に向けた準備をいただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご承知おきいただきますとともに、貴会関係医療機関に対してご周知くださるよう、貴職のご高配をお願いいたします。

なお、具体的な要請方法や配送等のスキームの詳細については、後日、厚生労働省より別途周知される予定である旨申し添えます。



日医発第 282 号（健Ⅱ）

令和 8 年 5 月 7 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
笹本 洋一

医療用手袋の備蓄放出に係る医療機関等情報支援システム  
(G-MIS) の活用に向けた準備について（周知依頼）

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より本会宛に、標記の事務連絡が発出されました。

本事務連絡は、中東情勢による医療用物資等への供給の影響を踏まえ、国が備蓄している非滅菌手袋のうち、まずは 5,000 万枚を確保が困難となっている医療機関等に放出することとし、その放出に当たって、医療機関等情報支援システム (G-MIS) の「緊急配布要請 (SOS)」機能を活用することを周知するものです。

「緊急配布要請 (SOS)」は、これまで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 36 条の 3 に基づき都道府県と医療措置協定を締結した医療機関のみ要請可能でしたが、本放出に向け、協定未締結の医療機関も要請が可能となるよう、G-MIS の改修が予定されています。

G-MIS については、原則として全ての医療機関にアカウント登録がなされているところ、各医療機関におかれましては、要請受付開始（令和 8 年 5 月以降を予定）に備え、事前に G-MIS のログイン方法の確認等、活用に向けた準備をいただくことにつき、依頼されています。

なお、具体の要請方法や配送等のスキームの詳細については、後日、厚生労働省より別途周知される予定である旨申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡  
令和 8 年 5 月 1 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用手袋の備蓄放出に係る医療機関等情報支援システム  
(G-MIS) の活用に向けた準備について (周知依頼)

平素より、厚生労働行政に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢による医療用物資等への供給の影響を踏まえ、国においては、医療物資等の供給状況に係る情報収集を行っているところです。

このうち、医療用手袋については、全体として、直ちに供給が不足する状況ではない一方で、流通の混乱を避けるため、通常の発注量を超えるような発注については調整を行っている例や、一般のネット通販では取引を停止している例があり、結果として歯科診療所など、一部の医療機関において手袋の確保が困難になっている状況が生じているところです。

国においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、パンデミックの発生に備え、非滅菌手袋等の個人防護具を備蓄しているところ、今般の状況を踏まえ、確保が困難となっている医療機関向けに、まずは、5,000 万枚を放出することとし、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出することといたしました。

放出にあたっては、医療機関において G-MIS を活用し、「緊急配布要請 (SOS)」を行っていただき、都道府県及び国においてその要請を受け付けたうえで、販売事業者を通じて医療機関に物資を販売する流れを想定しています。なお、これまで、「緊急配布要請 (SOS)」は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 に基づき都道府県との医療措置協定が締結された医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のみが要請できるものでしたが、今般の医療用手袋の放出に向けて、協定を未締結の医療機関についても要請できるよう G-MIS のシステム改修を行う予定です。

(G-MIS に登録している全ての病院、診療所、訪問看護事業所、薬局、助産所が要請可能となるよう、改修を行う予定です。)

G-MIS については、原則として全ての医療機関においてアカウント登録はなされているところではございますが、5 月以降、要請の受付を開始するにあたり、必要な医療機関がスムーズに要請を行うことができるよう、各医療機関におかれては事前にログイン方法の確認等、G-MIS 活用に向けたご準備をいただ

きたく、貴団体におかれましては、貴管下の医療機関に対し、周知いただきま  
すようよろしくお願いいたします。

なお、具体の要請方法や、配送等のスキームの詳細については後日別途周知  
させていただく予定です。

以上

## 【参考】

ID やログインパスワードの確認方法については、下記リンク先の G-MIS ログインページの下部に掲載している、「よくあるお問い合わせ」を御確認いただけますようお願いいたします。

(G-MIS ログインページ)

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login>

G-MIS ログインページをクリックすると以下にアクセスできます。

**【ご案内】**  
4月8日より電話受付含むG-MIS事務局の全てのお問合せの対応を再開しております。



ユーザー名

パスワード

ログイン

パスワードをお忘れですか？

**医療・薬局機能情報提供制度の制度に関するご不明点につきましては、管轄の都道府県へお問合せください。**

- ・医療機能情報提供制度の都道府県窓口はこちら
- ・薬局機能情報提供制度の都道府県窓口はこちら

医療機能情報提供制度のシステム操作に関するご不明点は、G-MIS事務局へお問合せください。  
厚生労働省G-MIS事務局 電話番号：050-3355-8230(土日祝日を除く平日9時～17時)  
※薬局機能情報提供制度のシステム操作に関するご不明点は上記の各都道府県窓口までお願いいたします。

医療・薬局機能情報提供制度のログインに関する「よくあるお問い合わせ」はこちら

【上記制度以外でG-MISをご利用になるご担当者様へ】  
ご不明点等ある場合は、「よくあるお問い合わせ」を確認していただき、G-MIS事務局へお問い合わせください。

Ver.20251104

## よくあるお問い合わせ

平素より、感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。  
G-MIS 操作や年次・日次・週次調査の回答、緊急配布要請につきまして、以下のようなお問合せを多く頂いております。  
お問い合わせいただく前に、以下をご確認いただけますようお願いいたします。

### よくあるお問い合わせカテゴリ

- [操作方法等について](#)
- [入力について](#)
- [協定締結医療機関に係る年次・日次・週次調査項目の内容について](#)
- [既存の日次調査・週次調査について](#)
- [地域病床見える化について](#)
- [緊急配布要請について](#)

### 操作マニュアル・入力要領

各 PDF ファイルへのリンクを以下に記載しています。

- [入力操作マニュアル（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所・とりまとめ団体用）](#)
- [入力操作マニュアル（自治体用）](#)
- [緊急配布要請（SOS）操作マニュアル（医療機関用）](#)
- [緊急配布要請（SOS）操作マニュアル（自治体用）](#)

「よくあるお問い合わせ」をクリックすると右画面にアクセスできます。

## 中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄の放出について

- ▶非滅菌手袋（ニトリル・PVC）を含めた個人防護具は、**新型インフル特別措置法に基づき、パンデミックの発生に備え備蓄を行っている。**
- ▶このうち、**国では備蓄水準を超える量（余剰分）を確保：約4億9千万枚**
- ▶医療用手袋の需給状況は、現在、通常通りの発注には概ね対応できている（※）一方、一部では通常量を大幅に超える発注も見られ、結果として歯科診療所など**一部の医療機関では確保が困難**となっている。  
（※）主要販売メーカーは通常と同程度の1～2か月の在庫を持っている。
- ▶このため、確保が困難となっている医療機関向けに、まずは、**5000万枚（※）を放出することとし、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出していく。配送可能な体制を5月中に整備**すべく手続きを進める。  
（※）全国の一般診療所及び歯科診療所の約1月分の需要は9000万枚程度と推計。

### 販売業者を通じ医療機関に手袋を放出

